

雇用保険料率のお知らせ

労働保険料の算定に使用する雇用保険料率は以下のとおりです。
 保険料算定の際はお気をつけください。

－雇用保険率表（平成22年4月1日改定）－

事業の種類	平成21年度（確定保険料の計算に使用）			平成22年度（概算保険料の計算に使用）		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産 清酒製造の 事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

○ 被保険者負担分について

- ・平成22年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。
- ・平成21年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料の算定基礎に含まれます。
 (例) 賃金締切日が3月で支払日が4月の場合
 → 確定保険料(21年度分)の算定基礎に含める

※平成22年度の労働保険年度更新については、こちらをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/roudouhoken21/index.html>

5月号

(B)

労働保険のお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新は、
6月1日(火)～7月12日(月) です。

平成21年度から年度更新の申告・納付時期を

6月1日～7月10日(今年度は12日)までに変更しています。

保険料等の算定方法・期間(4月1日～翌年3月31日)に変更はありません。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

年度更新申告書は、5月末に発送し、6月1日以降、順次お届けする予定です。

正しい申告のために …………… 早めに準備を。

お問い合わせは、

神奈川労働局 労働保険適用室

適用第1係・第2係(労災・雇用保険及び労災保険のみ)・・・ 電話 : 045-650-2803

適用第3係 (雇用保険のみ)…………… 電話 : 045-650-2865